

## 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

### 記

#### 1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

#### 2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

#### 3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

#### 4. 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成

19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5. 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6. 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8. 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9. 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月12日

一 関 市 議 会

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
内 閣 官 房 長 官 殿  
経 済 財 政 政 策 ・ 金 融 担 当 大 臣 殿  
総 務 大 臣 殿  
財 務 大 臣 殿

-----  
議会制度改革の早期実現に関する意見書

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところ

である。

しかしながら、答申を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

#### 記

- 1．議会の招集権を議長に付与すること
- 2．地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること
- 3．専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
- 4．議会に附属機関の設置を可能とすること
- 5．議会の内部機関の設置を自由化すること
- 6．調査権・監視権を強化すること
- 7．地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

一 関 市 議 会

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
総 務 大 臣 殿

---

#### サラリーマン増税や消費税率の引き上げなど 大增税に反対する意見書

政府税制調査会は2006年度税制改定の議論のなかで、定率減税を2007年に廃止することを打ち出しています。さらに、政府税調はこれまでの論議で、サラリーマンの給与所得控除や配偶者控除、扶養控除などの縮小・廃止、消費税の二桁税率などの増税計画を明らかにしています。もしこのような増税計画がそのまま実施されますと、年30万円から50万円の増税となります。

いま、政府は景気の「回復」をしきりに宣伝していますが、それが地域経済に反映されているとは思えません。大型店や郊外型量販店の出店で地元商店街は疲弊し、雇用状況も依然として低迷するもとの、地域経済は回復の兆しすら見えていない状況です。これに庶民増税が加わりますと、住民の消費購買力はいっそう低下し地域経済の崩壊がすすむことは確実です。

つきましては、下記の事項についてその実現を要望します。

#### 記

1．所得税の定率減税の廃止や消費税率の引き上げなどの大増税計画を中止すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

---

#### 道路特定財源の堅持を求める意見書

本市は平成17年9月20日に古くから生活圏、経済圏、文化圏を共にする7市町村が合併し新生一関市となったところである。西に栗駒国定公園の秀峰栗駒山、東に県立公園の室根山を仰ぎ、中央部に広がる田園・丘陵地帯を東北一の大河北上川がゆったりと流れる、面積1,133平方キロメートル、東西63キロメートル、南北46キロメートルの広大な市域を有している。

このため、自動車交通への依存が高い当地域にあっては、産業経済の振興、医療、防災への速やかな対応、地域住民の利便性向上等、一体的なまちづくりを早急に進めるための、国、県道の幹線道路網の整備が重要かつ緊急の課題となっている。また、市民の日常生活を支える市道、3,749キロメートルの改良率は47%と低く、その整備率の向上が求められている。

こうした状況の中、政府においては、国の財源不足を補うため暫定税率を維持したままで、道路特定財源の一般財源化について検討されている。

しかし、道路特定財源は道路整備を目的として、自動車利用者に対し、高率の暫定税率を課しているものであり、道路整備の目的を達していない状況で、

この暫定税率を維持したままの一般財源化に、納税者の理解を得ることは困難である。また、自動車に依存せざるをえない地方都市の市民にとっては、道路整備に寄せる切実な期待を無視するものであり、決して看過、容認することができない。

よって、国におかれては、立ち遅れている地方の道路整備の財源を確保するため、受益者負担、原因者負担の考え方にに基づき、自動車利用者が道路整備を負担するという道路特定財源を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
金融経済財政政策担当大臣 殿

---

患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心して  
かけられる医療」を求める意見書

今、政府・厚生労働省は2002年10月の高齢者の患者負担増、2003年4月の健康保険料本人3割負担増に続いて、来年2006年の医療「改革」で患者負担をさらに引き上げようとしています。

07年から団塊世代が定年退職を迎え、高齢化がピクとなる2025年に向けて、全ての高齢者から保険料を徴収し、かつ患者負担を引き上げる、いわゆる「高齢者医療制度」を創設し、高齢者の負担増と給付削減を行おうとしています。加えて、長期入院の食費・居住費を介護保険の改悪にあわせて月3万円程度の患者負担にすることや、一般入院の食事療養の公費負担を減額すること、風邪薬やビタミン剤、漢方薬などを保険給付の対象から外すこと、風邪や腹痛など低額な医療は全額患者負担にすることなど、さまざまな患者負担増が検討されています。

さらに、患者負担増に止まらず、政府管掌健康保険、国民健康保険、高齢者

医療制度などの医療保険制度を都道府県単位を軸に再編し、国の運営責任と財政負担の軽減とともに、医療保険毎に医療費抑制を競わせ、成果の上がないところには補助金の削減などペナルティを課すことを計画しています。

医療費の地域格差の理由は、気候・風土、生活慣習、就労状況、家族構成などさまざまな要因があります。高額な患者負担を求め、地域のさまざまな実情を無視した強引な再編計画による抑制は、患者の医療を受ける権利を脅かし、病気の早期発見・早期治療をさまたげ、重症化による医療費の増加を招くものです。

「安心してかかれる医療を」というのは、国民共通の願いです。住民の生命と暮らしをまもるため、下記事項の実現を強く要請いたします。

#### 記

- 1．健康保険3割負担を2割に戻すなど患者負担を軽減すること。
- 2．入院時の食費・部屋代などの患者負担を増やさないこと。
- 3．高齢者の患者負担と保険料の引き上げを行わないこと。
- 4．必要な医療は公的医療保険で保障し、保険のきかない医療行為を増やさないこと。
- 5．医師・看護師の増員や医療の質と安全が確保できるよう診療報酬を改善すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月22日

一 関 市 議 会

財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 殿

---

#### 国民が安全で安心できるBSE対策を求める意見書

政府は、BSE牛の発生によって輸入禁止となっていたアメリカ産牛肉について、アメリカ政府から輸入解禁を強く求められ、内閣府の食品安全委員会も輸入再開を容認する報告を農林水産・厚生労働両省に提出し、両省ではこれを受けて12日に輸入再開を決定いたしました。

輸入を停止していたのは、アメリカのBSE対策が未確立であることが原因であり、十分な安全対策を講ずることなく政治的圧力で輸入を再開させたことは容認できるものではありません。

安全対策を最優先し、BSEを一掃することを基準にした他国に例を見ない日本の検査体制こそ世界に誇れるものであり、日本政府が国民の安全・安心を確保するため、アメリカに対して日本と同等の検査を求めるのは当然のことで

あります。

また、国内ではアメリカ産牛肉の安全性には依然として不安の声が強く、国民の多数が求めている全頭検査の継続は、国民の牛肉に対する信頼を確保するためにも、またBSEを根絶して食物連鎖から排除する上で欠かせないものであります。

よって、政府に対して下記事項を要望します。

- 1．引き続き全頭検査を継続すること。
- 2．輸入の条件である生後20ヶ月以下で、病原体がたまりやすい脳などの特定部位を除去する条件の順守を確認すること。
- 3．消費者の不安を解消する施策を講じること。
- 4．原産地の表示を義務付けること。

以上、地方自治法第99条（昭和22年法律第67号）の規定により意見書を提出します。

平成17年12月22日

一関市議会

内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿

---

### 最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度を求める意見書

政府統計でも働くものの賃金水準は年々低下しています。とりわけ、パート・臨時、請負、派遣などの雇用形態で働く労働者の賃金は、正社員に比べてもきわめて低く、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法25条）を奪われている労働者が少なくありません。働く際の労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」（労働基準法第1条）と定められ、それを保障するだけの賃金水準を確保するために最低賃金法が定められています。しかし、現行の最低賃金水準はあまりにも低く、「生活保護基準」に満たないものとなっています。疾病、高齢等の理由で、国が定めた「最低限度の生活」を維持することが困難な方々の基準である「生活保護基準」と比較し、労働能力を持つ人たちが「生活保護基準以下」の生活を余儀なくされることは、憲法の規定からみても大きな矛盾です。

最低賃金額は「労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い

能力を考慮して決める」(最低賃金法3条)としているのに、今は生計費原則が無視されています。また、最低生計費には課税しないことが近代税制の基本とされていますが、現行制度ではこの基本も無視されています。

年々増加するパートタイムや臨時などの時間給労働者と、フルタイム労働者の賃金・労働条件の格差是正、男女差別撤廃、均等待遇実現は急務の課題ですが、そのためにも最低賃金の引き上げは重要です。現行の最低賃金制度は、金額が低すぎるという問題以外にも、地域間格差のあり方に合理性がないという問題や、全国的に一貫した仕組みでないために、他の所得保障制度(生活保護制度や年金制度など)や、下請単価・工賃、米価・自家労賃などとの関連や整合性がとれていないという問題を抱えています。

賃金の社会的底支えをする最低賃金を引き上げ、労働者・国民の生活改善で景気回復をはかると同時に、国民生活の最低保障を支える制度の基軸となる全国一律最低賃金制度の法制化が必要です。

よって、政府においては、下記の内容で最低賃金法を改善されますよう要望いたします。

#### 記

1. 地方最低賃金の改定にあたっては、最低賃金法における生計費原則に基づいて「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるようにすること。
2. 国民生活の最低保障(憲法25条)の基軸となり、農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく、全国一律の新しい最低賃金制度を創出すること。

以上、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿